

ふじみ野市告示第275号

一般競争入札（事後審査型）を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告に記載のない事項については、ふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱（平成19年ふじみ野市告示第54号。以下「試行要綱」という。）に定めるところによる。

令和3年10月15日

ふじみ野市長 高 畑 博

1 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

(1) この公告の日において、令和3・4年度ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。

なお、登載業種、格付及び所在地区分等については、調達案件ごとに別に定める。

(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から開札日までの期間において、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定める入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) この公告の日から開札日までの期間において、ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に定める入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) この公告の日から開札日までの期間において、ふじみ野市競争入札参加者実態調査実施要綱（令和元年ふじみ野市告示第194号）に定める入札参加制限の措置を受けていない者であること。

(6) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

(7) 調達案件が建設工事の場合は、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

ア 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。

なお、下請代金の額の総額が4,000万円以上（建築工事にあっては、6,000万円以上）となる場合には、特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める者を配置すること。
この場合において、請負代金額が3,500万円（建築工事にあっては、7,000万円）以上の工事の場合（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により兼務が認められる場合を除く。）は、専任でなければならない。

(ア) 下請代金の総額が4,000万円（建築工事にあっては、6,000万円）未満の工事 主任技術者

(イ) 下請代金の総額が4,000万円（建築工事にあっては、6,000万円）以上の工事 監理技術者

なお、専任で配置する技術者は一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の3か月以上前から恒常的に雇用関係にある者とし、施工実績については調達案件ごとに別に定める。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令で定めるこれに準ずるものをいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

ウ この公告の日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に定める健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定める厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める雇用保険（以下「社会保険等」という。）に事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

(8) 調達案件が設計業務の場合は、管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。

なお、配置する技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の3か月以上前から恒常的に雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者との兼務はできないものとする。

(9) 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札の場合は、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

(10) 同一入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（「資本関係又は人的関係のある会社同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照）

(11) 前各号に掲げるもののほか、案件ごとに別に定める参加資格を全て満た

す者であること。

2 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者の数が1であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次に掲げる場合において、入札参加者の数が1になったときは、この限りでない。
 - ア 再度入札のとき
 - イ 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき
 - ウ 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき
 - エ その他市長が特に認め、入札参加者が1でも成立する旨を調達案件ごとに定めたとき
- (2) 前号本文の規定にかかわらず、電子入札システムを利用して行う入札及び郵便方式により行う入札による場合は、入札に参加する者の数が1であっても執行する。ただし、市長が入札を執行しない旨を公告したときは、この限りでない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書の提出の際、入札金額見積内訳書を併せて提出すること。
- (5) 再度入札は、1回までとする。ただし、1回目の入札に参加しない者又は1回目の入札において無効の入札を行った者若しくは失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (6) 参加資格確認申請書を提出した者は、入札までの間は、入札の辞退をすることができる。

3 入札参加資格の有無の確認

- (1) 開札後、調達案件ごとに別に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留するものとする。
- (2) 前号において、落札候補者となるべき者が2以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。なお、電子入札システムを利用して行う入札の場合は、電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の2日後（ふじみ野市の休日を含める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）までに次に掲げる資格確認書類をふじみ野市総務部契約・法務課に持参しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ その他調達案件ごとに別に定める書類

4 落札者の決定

(1) 落札候補者に対する落札の決定は、前項第3号の規定により提出された資格確認書類により入札参加資格の確認を経て行うものとする。

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、その者がした入札を無効とし、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行うものとする。この場合において、次順位者となるべき者が2以上あるときは、前項第2号の規定を準用する。

(2) 一抜け方式により落札者を決定する調達案件については、別に定める。一抜け方式により落札者を決定する場合は、開札順で落札者を決定し、落札者となった者は、他の案件の入札を無効とし、辞退したものとして取り扱う。

なお、1件目の案件の落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から2件目以降の参加資格の審査を行う場合は、当該入札の開札時点で最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなす。このため、当該落札候補者は、先に開札した案件の落札者決定の結果によっては落札候補者でなくなる場合があることをあらかじめ承知して資格確認書類を提出すること。

(3) 開札後、落札を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に定める入札参加停止の措置、ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱に定める入札参加除外の措置若しくはふじみ野市競争入札参加資格者実態調査実施要綱に定める入札参加制限の措置を受けた場合又は会社更生法に定める更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に定める再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては、調達案件ごとに別に定める。

なお、入札保証金を免除する場合の取扱いは、ふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号。以下「契約規則」という。）第7条の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては、調達案件ごとに別に定める。

なお、契約保証金を免除する場合の取扱いは、契約規則第22条の規定による。

6 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第53号）の定めるところにより市議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、市議会の議決を得た後にこれを本契約とする。

7 支払条件

(1) 前金払及び部分払の有無については、調達案件ごとに別に定める。

(2) 中間前金払及び部分払が認められている場合については、選択制とし、契約締結時に落札者が選択するものとする。ただし、継続費その他の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができるものとする。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

(2) 当該入札に関する手続において、虚偽があつた入札

(3) 資本関係又は人的関係のある会社（以下「同族企業」という。）が同一入札に参加した場合の同族企業それぞれが行つた入札

(4) 契約規則第14条各号又は試行要綱第14条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

(1) 提出された資格確認書類は、返却しない。

(2) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載された配置予定技術者を当該案件の現場に配置すること。

(3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	市道 F - 2 5 号線舗装修繕工事	
工事場所	ふじみ野市亀久保地内	
履行期間	契約確定日から令和 4 年 1 月 3 1 日まで	
概要	<p>傷んだ舗装を修繕するための工事。</p> <p>工事延長：200.0m（舗装打換）</p> <p>土工：路面切削（t = 5 cm） 1,126.0 m²</p> <p>舗装工： 表層工（再生密粒度アスコン t = 5 cm） 1,126.0 m²</p> <p>付帯工：1式</p>	
設計金額（税抜）	7,304,000円	
最低制限価格	設定する	
一般競争入札参加資格確認申請書	入札参加を希望する者は、次に示す期間内に、電子入札システムの一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。	
	令和 3 年 1 0 月 1 8 日（月）午前 9 時から 令和 3 年 1 1 月 1 日（月）午後 4 時まで	
入札書提出期間	令和 3 年 1 1 月 2 日（火）午前 9 時から 令和 3 年 1 1 月 4 日（木）午後 4 時まで	
開札の日時	令和 3 年 1 1 月 5 日（金） 午前 1 0 時 3 0 分	
入札参加資格	名簿登載業種	舗装工事業
	所在区分、総合評定値等	名簿に登載された「本店」をふじみ野市に置き、この公告の日現在有効な経営規模等評価結果通知書における名簿登載業種にかかる総合評定値が 5 6 1 点以上であること。
	施工実績等	平成 2 3 年 4 月 1 日からこの公告の日までに国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注する舗装工事の元請けとしての完成実績が 1 件あること。 なお、共同企業体による実績の場合は、代表構成員のものに限る。ただし、名簿登載の本店又は支店等が市内の者は、その他の構成員のものも含む。
	配置予定の技術者	資格 経 験

	閲覧等の方法	電子入札システムにより公開する。 公開日 令和3年10月15日（金）から								
設計図書等	設計図書等に対する質疑	電子入札システムにより提出すること。 この公告の日から令和3年10月27日（水）午後4時まで								
	質疑に対する回答	次に示す日までに電子入札システムに掲示する。 令和3年11月2日（火） なお、「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。								
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	中間前金払	有
その他	—									
設計図書等の内容に関する問合せ先	ふじみ野市都市政策部道路課道路建設・維持係 電話番号 049-220-2071（直通）									
入札、契約等に関する問合せ先	ふじみ野市総務部契約・法務課契約・検査係 電話番号 049-262-9010（直通）									